

徳島県規制改革会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島県における規制改革の推進に関して、一般県民や県内団体からの提案等に基づく地域ニーズを把握し、徳島県に対して必要な規制緩和等に関する効果的な助言を行うため、徳島県規制改革会議（以下「規制改革会議」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 規制改革会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

(会議の組織及び運営)

第3条 規制改革会議は、次の者をもって構成するものとする。

- (1) 徳島文理大学総合政策学部教授
- (2) 徳島大学理事
- (3) 四国大学短期大学部教授
- (4) 徳島県商工会議所青年部連合会会長
- (5) 徳島県商工会青年部連合会会長
- (6) 徳島県中小企業青年中央会会長
- (7) 徳島青年会議所理事長
- (8) 徳島県総合計画審議会委員
- (9) 一般社団法人キラニコ代表理事
- (10) 徳島県消費者団体連絡会会長

2 委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 規制改革会議に委員長職として、座長を置くものとする。

2 座長は、規制改革会議を代表し、会務を統括する。

(運営及び会議)

第6条 規制改革会議は、座長の指示により事務局が招集する。

2 座長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる。

(設置期間)

第7条 規制改革会議は、設置の目的を達成したときに解散する。

(事務局)

第8条 規制改革会議の事務局は、徳島県政策創造部地方創生局とくしまぐらし応援課学び・働き創造室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、規制改革会議の運営に必要な事項は、座長が規制改革会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。